

こんなときどうする？

飼い犬が 人を咬んでしまった



できるだけ早く戸塚福祉保健センター
生活衛生課に事故の届出をしてください

飼い主は飼い犬が人を咬んだ事実を知った翌日までに届け出るとともに、2日以内に犬を獣医師に検診させ、狂犬病の鑑定を受ける必要があります。
(横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第9条)

飼い犬が 迷子になってしまった



できるだけ早く戸塚福祉保健センター・
横浜市動物愛護センター・警察署に
お問い合わせください

横浜市動物愛護センター
TEL: 045-471-2111

神奈川県警戸塚警察署
TEL: 045-862-0110

迷子に
させない
ために



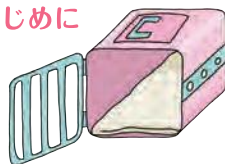
鑑札・注射済票

迷子札

引越しの際は、引越し先の保健所への届出やマイクロチップの登録情報変更をしましょう！

ハウストレーニング

①はじめに



トレーニング開始当初は、
キャリーケースの扉を開け
ばなしにしておきます。
キャリーケースは飼い主の
姿が見えやすく、安心して過
ごせる場所におきましょう。

②キャリーケースに入る

おやつを少しずつ中に入れ、何
度も入る練習をしましょう。
慣れてきたら、徐々にキャリ
ーケースの中にいる時間を延ばし、扉
を閉めます。



③キャリーケース から出る



キャリーケースの扉を開
けて、ペットが出てきたら、
すぐにおやつを与えましょう。
リラックスして②と③が
できるようになるまで繰り返
します。

④キャリーケースで移動する

●家の中の移動練習

手持ちのハンドルがついていても、両手で持
ち、自分の身体に密着させて運ぶようにします。

●車で外出する

車に乗せる、エンジンをかける、短距離のドライ
ブをするなどステップを踏んで慣らしていきます。



あせらず、少しずつハードルを上げていきましょう。

ハウストレーニングのメリット

●災害時に移動しやすくなる

●お留守番のときに役立つ



犬は本来、狭い所が落ち着きます。家の中でも
犬が安心して休息できる場所の確保が大切です。

飼い主さん

必携

犬との生活 ハンドブック



横浜市戸塚福祉保健センター
生活衛生課

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17
TEL: 045-866-8476 FAX: 045-866-2513

令和6年2月 発行

犬を飼ったらまず行うこと

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病は人にも感染する、発病すると致死率ほぼ100%の恐ろしい病気です。「狂犬病予防法」で飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けること、鑑札と注射済票を着けることが義務付けられています。

(狂犬病予防法第4条、第5条)



鑑札



注射済票
※年度ごとに色が異なります

マイクロチップの飼い主情報登録

マイクロチップ装着済みの犬を飼い始めた場合は、マイクロチップの登録情報を飼い主の情報に変更する義務があります。

犬を飼い始めた後にマイクロチップを装着した場合は、飼い主情報を新たに登録する義務*があります。

(動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5、6)

*マイクロチップの装着は努力義務です

〈手続きはこちらから〉



犬と猫のマイクロチップ情報登録
(環境省データベース)

マイクロチップ



飼い主さんマナーチェック!

チェック
1

鳴き声の理由を考える

犬が過剰に鳴くのは運動不足・警戒・欲求など何らかの理由があります。しつけも必要ですが、犬が鳴いている理由を考え取り除く努力をしましょう。

(横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第7条)

犬の鳴き声 理由があります

運動不足

おもちゃなどを用いて「引っ張り合いっこ」をするなど、屋内でも体力を使う遊びができます。



犬種の特徴を知り、
運動量を調整しましょう

警戒

周囲を常に警戒しなければならない環境はストレスがたまります。お家の中に、犬が安心して休めるスペースを作ってあげることが大切です。



●目隠しをする
●ケージなどを設置する

欲求

飼い主の外出時や帰宅時に寂しさや嬉しさから鳴くことがあります。外出時は、他のことに興味を引き付ける、帰宅時は静かになるのを待ってから呼び寄せてほめる、などの方法が有効です。



興味を引き付ける方法

- 犬用知育おもちゃを与える
- テレビ・ラジオの音を流す など

鳴いた時におやつを与えると「鳴くとおやつがもらえる」と認識されてしまうことがあるので、注意しましょう。

チェック
2

ふん尿等を片付ける

トイレはなるべく家ですませ、散歩の途中でしたふんは持ち帰り、おしっこは片付けましょう。

公園や道路は犬のトイレではありません。

(横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第7条)

※おしっこはペットシート等で
吸い取ります



チェック
3

公園など外で放し飼いにしない

公共の場所で犬を放してはいけません。散歩する時は必ずリードをつけましょう。リードは長く伸ばさず、いつでも犬をコントロールできるようにしましょう。

(横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第7条)

※リーダーウォーク
犬が前を歩くのではなく、
横に付いて、飼い主主導で
歩きます。



最後まで責任を持って飼いましょう

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼育する責任があります。自らの病気などによりどうしても飼えなくなる場合があります。万が一に備えて、ペットを預けられる人や世話をしてくれる人を事前に探しておきましょう。

亡くなった場合は、生活衛生課窓口
(戸塚区役所6階64番)に届出をしてください。